

著作権信託契約についてのご説明

2016年1月14日作成

2017年2月17日三訂

電腦マヴォ合同会社

(1) はじめに

この文書について

これは電腦マヴォ合同会社（以下、小社）が著作者の皆さんにお願いしている「著作権信託契約書」（以下、「本契約」と略）について、なるべく具体的に分かりやすく説明するものです。

最初から読む気にならなければ、目についた見出しから読みはじめていけばよいでしょう。本当は全部読んでいただきたいのですが、むずかしい場合は「マヴォに対する著作者の義務は？」(p.6)、「著作権使用料を決めるのは誰？」(p.5)、「禁止されている著作者の行為は？」(p.10) だけはお読みください。およその内容を知りたいなら

「(1)本契約の目指すもの」と「(2)利益の配分について」で概要が分かります。

「著作権」の豆知識

あまり知られていませんが、世間で言われる「著作権」と、実際の著作権法の中で使われる「著作権」は、言葉の意味が違います。下図をご覧ください。これは著作権法で規定されている「著作権」を図示したものです（**図1**）。

え？ なにが問題か分からない？よく見てください。皆さんは「著作権」という言葉を「著作者の権利」の全て、

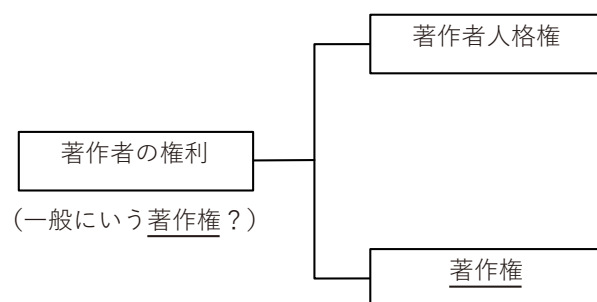


図1 著作権法における「著作権」

つまり広い意味として使っていないでしょうか？ しかし図1、つまり著作権法における「著作権」は、2つある「著作者の権利」のうちの1つに過ぎません。

著作権法では「著作権」を狭い意味でだけ使っており、広い意味で使うときは単に「著作者の権利」とよびます。ところが法律の名前は「著作権法」なので、頭の中が混乱してしまいます。

今はそれぞれの意味に立ち入りませんが、この2つは明確に違います。単に「著作権」とだけあるときには、どちらの意味で使われているのか見極めることが大切です。

そんな訳で、厳密に著作権法に従った意味で使うと、かえって誤解されてしまう可能性があります。そこで、この文書では広い意味の著作権を「**著作権（著作者の権利）**」、狭い意味のものを「**著作権（財産権）**」と書き分けることにします（図2）。

つぎに、この種の解説文の常として、この文書は契約を上回る効力はないこ

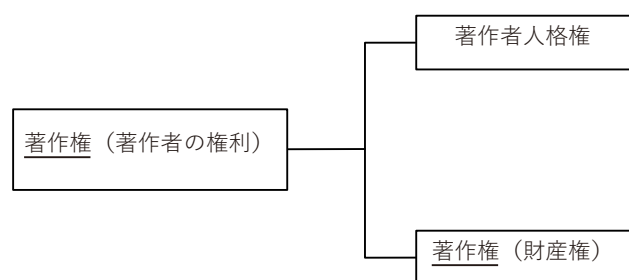


図2 本文書における2つの「著作権」

とをご了解ください。仮にこの文書と本契約とが食い違っていた場合は本契約が優先します。また、本契約と日本の法律が食い違う場合も、公序良俗に反しない限りは本契約が優先されます（民法91条）。

本来すべては本契約に基づいて解釈されるべきであり、この文書の目的や効力も本契約を手助けする以上のものでないことを、どうぞご理解ください。

ですので、可能であれば本契約を脇に置きながら読むことをお勧めします。また、著作権法等が根拠となる場合はその条数も明記してあります。法律はウェブ等で無料公開されていますから、これらを参照しながら読むと理解がすすむでしょう。

- **参考**：著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html>

著作権（著作者の権利）ってなに？

ここで、あらためて基本となる用語を整理しておきましょう。著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項。以下、著作権法は「法」と略）です。

この著作物を創作した人が著作者で、マンガ業界で言えばマンガ家や原作者、つまり「先生」のことです。そして、著作権（著作者の権利）とは、そのまま「先生」が著作物に関して持っている全部の権利のことを指します。

著作権（著作者の権利）は2つに大別

よく著作権（著作者の権利）は「権利の束」と表現されます。つまり、いくつもの小さな権利が集まってひとつの権利を形成しているわけです。これは大きく①「**著作者人格権**」（人格＝精神を傷つけられないよう保護される権利）、②「**著作権（財産権）**」（経済的利益を傷つけられないよう保護される権利）の2つに分けられます（法17条）。

①をさらに細分化すると、以下の3つになります。

- **公表権**：無断で公表されない権利（法18条1項）
- **氏名表示権**：名前の表示を決める権利（法19条1項）
- **同一性保持権**：無断で変更されない権利（法20条1項）

著作権法の中で、この著作者人格権はとくに重要視されています。だから著作者の人格と一体の権利とされており、他人に譲渡できません（法59条）。本

契約は譲渡不能の著作者人格権まで譲ってもらおうというものではありません。言い換えれば、本契約の締結後も上記の権利は著作者の元に残ります。

(2) 本契約の目指すもの

契約により譲渡される権利とは？

本契約を一言でいうと「特定の作品の著作権（財産権）を、マヴォに一定条件で譲渡することで管理させる」ものです。この著作権（財産権）は、以下のような権利からなります（★は本契約に規定条項のある権利）。

- ★**複製権**：著作者の許可なく複製されない権利、出版もここに含まれる（法21条）
- **上演権／演奏権**：著作者の許可なく公衆に上演／演奏されない権利（法22条）
- **上映権**：著作者の許可なく公衆に上映されない権利（法22条の2）
- ★**公衆送信権**：著作者の許可なく電子書籍等のデータを公衆に送信されない権利（法23条1項）
- **公の伝達権**：公衆送信された著作物を、著作者の許可なく受信装置により公に伝達されない権利、お

もに海賊版防止（法23条2項）

- **口述権**：著作者の許可なく公衆に口述されない権利（法24条）
- **展示権**：著作者の許可なく公衆に展示されない権利（法25条）
- ★ **頒布権**：著作者の許可なく映画の著作物などを頒布されない権利（法26条）
- **譲渡権**：著作者の許可なく著作物をコピーし公衆に譲渡されない権利。おもに海賊版対策（法26条の2）
- **貸与権**：著作者の許可なく公衆に貸与されない権利（法26条の3）
- ★ **二次的著作物の創作権**：著作者の許可なく翻訳や翻案・アニメ化作品等を創作されない権利（法28条）
- ★ **二次的著作物の利用権**：著作者の許可なく二次的著作物、たとえばキャラクター商品を利用されない権利（法28条）

財産権とは、例えば土地や建物のような経済的利益を保護する権利であり、それ自体が譲渡の対象になり得ます。そこで著作権（財産権）も譲渡可能とされています（法61条）。これが著作者人格権と違う点です。本契約はこの著作権（財産権）を譲渡してもらうことで、収益を広げようというものです。

なんのための契約？

本契約のタイトル「著作権信託契約書」が、端的にその目的を表しています。つまり、著作者がもつ著作権（財産権）を、小社に信託してもらうエージェント契約です。では、どのようにして信託するのか、本契約第3条と第4条をご覧ください。

第3条（契約の目的）

甲乙は、本作品の著作権の管理を適正に運営して、本著作物の出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用及び商品化を推進し、甲乙の利益の増進を図るものとする。

第4条（管理目的譲渡）

甲は、前条記載の目的に沿って、本著作物の出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用及び商品化に関する権利の管理（以下、本件管理という）を乙に信託するため、本著作物の著作権のすべて（著作権法第17条に規定する著作者の権利のうち著作者人格権を除く権利で、著作権法第27条及び第28条の権利を含みます）を乙に譲渡する。

但し、本契約の有効期間が満了した場合は、当然にすべての著作権が甲に帰属するものとする。

つまり、著作者はみずからがもつ著作権（財産権）を小社に譲渡し、小社はエージェントとして出版社やアプリメーカー等（本契約では「ライセンサー」）に権利許諾して収益を得る、そしてそれを著作者と分け合う（これが管理業務です）、こうして共存共栄を図ろうというのが、本契約の目的なのです。

そこでご注意いただきたいのが第4条。ここでは第3条で定めた目的（共存共栄）に限定して著作権（財産権）を信託することが規定されています。つまり、小社が第3条以外の目的、たとえば著作者の意向を無視して著作物を悪用しようすれば、それは目的外利用になりますから契約に違反します。いくら著作権（財産権）を譲渡されたと言っても、小社は第3条以外の目的で使うことができないのです。

この契約でマヴォがする仕事は？

本契約の目的が「共存共栄」であることは前述したとおりですが、この目的を達成するため、本契約5条第1項①～⑥で以下のような仕事をマヴォがすると定めています。

- 著作権（財産権）を許諾する相手（ライセンサー）と交渉し、著作者の名前で契約をむすぶこと（本契

約5条①）

- ライセンサーのビジネスがどのように進んでいるか、折りを見て著作者に報告すること（同5条②）
- ライセンサーが適切な著作権表示をするよう促すこと（例えばテレビドラマのテロップ表示等）（同5条③）
- ライセンサーが適切に著作物を使ってビジネスをするよう監修すること（同5条④）
- ライセンサーがキャラクターグッズ等の商品化をする際、商標登録をする必要があれば、著作者の名前で登録申請すること（同5条⑤）
- 海賊版など著作権（財産権）の違法な利用をみつけ、排除すること（同5条⑥）

くわえて、本契約では小社自身、あるいは小社が選んだライセンサーによって本作品の出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用または商品化ができます（同22条）。つまり電脳マヴォ自らがおこなう出版・配信事業です。ただし、実際にこれをする場合、契約条件は改めて協議することになっています。

著作権使用料を決めるのは誰？

小社が著作権（財産権）の使用を許諾をする際、「こういう条件で契約した

い」と著作者の皆さんにお知らせします。それに対し「安すぎるよ」あるいは「けっこうです」等、諾否を判断していただきます。つまり、最終的に著作権使用料を決めるのは著作者です。

これは本契約第5条第2項に「前項記載の乙による権利許諾の使用料額については、甲乙協議して決定する」とあることに基づくやり方です。

著作者に対するマヴォの義務は？

本契約に明記されている著作者への小社の義務は、以下の4つです。

- ①著作権（財産権）の使用をライセンスに許諾した際、事前に契約内容を著作者に通知し、契約の締結後、速やかに契約書の写しを著作者に送付します（本契約7条1項）
- ②本契約で得た利益を著作者に配分する際、その明細を、売り上げが生じた月の翌月末までに書面かメール等で通知します（同20条）
- ③本契約により知った著作者の秘密を漏らしません（同25条1項）
- ④著作者の個人情報、たとえば本名、住所、メールアドレスなどを外部に漏らしません（同25条2項）

なお①に関連して、同7条2項では、小社の通知に対し、著作者は「合理的理

由なく許諾拒否を行わない」と定めています。文面だけを読むと、まるで著作者は認めることしかできないようにも読めますが、逆に言えば合理的な理由さえあれば、著作者は小社の許諾を拒否できるのです。この条項は、著作者と管理者が互いに納得しながら業務をすすめていこうというもので、どちらか一方の権利を制限するものではありません。

マヴォに対する著作者の義務は？

本契約に明記されている小社に対する著作者の義務は、以下の3つです。

- ①契約の対象になる作品（本契約では「本作品」）が、他人の知的財産権を侵害してないことを小社に保証しなければなりません（本契約2条）
- ②第三者から出版、電子配信などの著作権（財産権）利用の申し込みを受けた時、なるべく早く小社に知らせ、契約交渉をまかせなければなりません（同10条）
- ③本契約により知った小社の秘密（たとえば契約内容やこの文書の内容等）を漏らしてはいけません（同25条1項）

上のうち、①は解説が必要でしょう。前述したように本契約は著作者と小社

の共存共栄を目的としますが、その前提となるのは著作物が違法でないことです。たとえば小社がライセンシーと契約を結ぶ際、多くの場合小社は作品が適法であることを保証させられます。

ところが、著作権など知的財産権の侵害は発見がむずかしく、どれほど著作権管理者が努力しても完璧な事前チェックは無理です。そこで予防的に、権利侵害がないことを著作者の側で保証してもらおうというのが、本契約2条の趣旨です。この種の保証条項は契約文書ではごく一般的なものです。

たとえば背景を描く際に他人のマンガや写真を参考にしませんでしたか。あるいはフォントを使用した際、商用利用は有償のフォントを使用しませんでしたか。これらはいずれも知的財産権の侵害となる可能性があります（必ず侵害となるわけではありません）。

誤解していただきたくないのは、この条項は著作者だけに責任を押し付けようとするものではないことです。もし少しでも不安がある場合は、契約前にお気軽にご相談ください。小社には経験とノウハウがありますから、さまざまな対処方法をアドバイスできます。繰り返しますが、本契約の目的は共存共栄、もっと言えば一蓮托生なのです。

なお、この条項ではエロや差別等の表現規制については規定していません。ただし、もし圧力団体の抗議やSNSでの炎上等、作品についてトラブルがおきた際は、小社も著作権（財産権）を信託された当事者として、著作者の皆さんとともに解決にあたる心構えです。

(3) 収益の配分について

著作者がもらえるお金は？

分かりやすく一覧表にしてみました（表1）。ご注意いただきたいのは、「著作権使用料の*%」という言葉の意味です。皆さんにとって「印税」は馴染み深いと思いますが、ここでいう「著作権使用料」は印税と同じ意味です。

たとえば書籍の場合、小社は本契約によって出版権を譲渡されます。そこで出版社に営業をかけ、ぶじに出版することになれば、著作者に代わって小社が出版社と出版契約をむすびます。通常、出版において印税（著作権使用料）は発行部数×定価の10%程度でしょう。本契約では、小社はこのうち初版は70%、再版以降は90%を著作者に配分することになっています。

私たちのようなエージェントがいな

表1 本契約における利益の配分

用途	おもな使用例	範囲	著作者の利益	マヴォの利益	規定条項	備考
出版・頒布	書籍の刊行、雑誌の掲載	日本国内	初版は著作権使用料の70%、再版以降は90%	初版は著作権使用料の30%、再版以降は10%	本契約14条第1項、第2項	経費はマヴォの負担
		日本国外	著作権使用料の40%	著作権使用料の60%	本契約14条第3項、第4項	同上
公衆送信利用	アプリへの配信や電子書籍の刊行	日本国内	著作権使用料の55%	著作権使用料の45%	本契約15条第1項、第2項	同上
		日本国外	著作権使用料の40%	著作権使用料の60%	本契約15条第3項、第4項	同上
二次的利用	翻訳、アニメ/映画化	日本国内	著作権使用料の60%	著作権使用料の40%	本契約16条第1項、第2項	同上
		日本国外	著作権使用料の40%	著作権使用料の60%	本契約16条第3項、第4項	同上
商品化	キャラクターグッズ等	日本国内	著作権使用料の60%	著作権使用料の40%	本契約17条第1項、第2項	同上
		日本国外	著作権使用料の40%	著作権使用料の60%	本契約17条第3項、第4項	同上
広告料・アフィリエイト利益	商業広告、SNSでのアフィリエイト収入	日本国内	著作権使用料の60%	著作権使用料の40%	本契約18条第1項、第2項	同上
		日本国外	著作権使用料の40%	著作権使用料の60%	本契約18条第3項、第4項	同上

ければ、出版社からの著作権使用料はそのまま著作者がもらえるのですから、一見すると損をしたように思えるかもしれませんが、ノウハウと販路を持ったエージェントが入ることで、作品はより多くの読者に読んでもらえるようになり、著作者はより多くの収益を得られる可能性があるわけです（ちなみに私たちの取り分は、同業他社と比べるとかなり少ない方だと思います）。

配分率を決めるにあたって基本的な考え方としては、紙の出版はなるべく著作者の利益を厚くし、著作者単独では営業がむずかしい分野、たとえば電子配信や広告、とりわけ海外との業務

の利益を、小社がより多くいただくよう配分率を設定してあります。

そのお金はいつ支払われるの？

小社に入金された日から60日以内に支払われます。ただし、支払額が8,000円を越えない場合は、翌月に繰り越します（本契約19条）。これは電子配信等では月あたり数百円、数十円といったごく小さな金額になる場合があり、支払額よりも振込料金等の事務費が多くなってしまうことへの配慮です。

どんな時に収益の配分が変わるの？

本契約では、表1のように包括的に収

益の配分が規定されていますが、第21条（収益配分率の変更）ではこれを変更できるケースを規定しています。ところが、それがどんな場合かというところ、「特別の事情を伴う許諾を行う場合」（21条1項）とか、「特別な出費をした場合」（同3項）とか、なんとも奥歯に物が挟まったような記述ばかりです。これはどういう意味なのでしょう？

まず、同1項は「特にアニメーション映画、ゲームソフト等」とあることから分かる通り、作品がアニメ化・映画化・ゲーム化される際、それが「特別の事情を伴う許諾」、たとえばハリウッドのような大規模な会社からの申し込みがあり、より大きな収益が見込めるようなケースを想定しています。

同2項の「別途に甲以外の著作権者が加わる場合」とは、やはりアニメ化・映画化・ゲーム化、あるいはキャラクターグッズ等の商品化が申し込まれた際、別の著作者とのコラボレーションを希望された場合を想定しています。

同3項の「5条第1項⑤号または第2項記載の事項」とは海賊版への措置を想定しています。海外の海賊版グループに対抗するため、例えば渡航等「特別な出費」が必要になったケースです。

同4項の「本件管理の一部をエージェ

ントに委託した場合」とは、例えば特に規模が大きな企業からオファーをうけた際、小社との直接契約ではなく、その企業にルートを持った特定の会社や人物との契約を指定される場合があります（第9条も同じ想定です）。

これらはいずれも本契約が想定していたような収益（同3項のみは出費）を大幅に上回った場合、杓子定規に本契約の規定を適用するのではなく、両方で状況に応じた適切な配分を考え直そうという条項です。現実には「絵に描いた餅」で終わる可能性が高いとも言えますが、契約書とはあらゆる事態を考えておくべきものでしょう。

ただし、この条項を発動するには双方の合意が必要になります。ですからどちらか一方が勝手に配分率を変更できるわけではありません。

(4) その他の「約束」

マヴォ以外の会社と付き合いなくなるの？

本契約第1条①をご覧ください。「用語の定義」として、本契約の中で使われる「本作品」が具体的になんというタイトルをさし、その著作者は誰がということが定義されています。

これは、用語の定義はもちろんですが、同時に本契約が特定の著作物だけを対象にしていることを表しています。逆に言えばその著作物以外は本契約の対象外です。

たとえば一頃有名だった少年誌・少女誌の専属契約は、一定期間その作家が執筆する全マンガ作品を独占利用できるものだったようですが、本契約はそうしたものは本質的に異なるわけです。ですから、本契約を結んだからといって、他社と仕事ができなくなるということはありません。

この契約はいつまで有効なの？

契約期間は締結の日から5年間です。ただし、双方が期間終了の30日前までに意思表示しなければ1年間延長され、以後も自動的に延長されます（本契約24条）。

なお、契約終了の意思表示は、期間終了前の30日間以外はいつでもすることができます。なぜ30日の間だけ意思表示ができないかというと、契約終了にともなう各方面への通知や手続きなどのため、ある程度の日数が必要だからです。関連して、契約が終了した場合、小社に譲渡された著作権（財産権）は元の著作者に戻ります（同4条）

ただし、契約が終了した場合でも契約がつづく場合があります。本契約26条（契約終了後の措置）2項をご覧ください。

2 前項の場合、乙が本契約終了ないし解除以前にライセンサーに許諾した契約については、ライセンサー及びエンドユーザー（読者などの本著作物の利用者）に影響を及ぼさないように甲乙は配慮するものとする。

たとえば小社と著作者の契約が終了したことで、小社が許諾していた電子書籍がストアから突然引き上げられたら、どんなことがおこるでしょう？ 取引先であるストアは予定していた利益を失い、突然本が買えなくなった読者からのクレーム対応に追われることとなります。そうなれば、小社はストアからの損害賠償請求も覚悟しなければなりません。

この条項は契約の終了によって、小社が一方的な不利益を受けないようにするため、著作者と話し合っ一定期間契約を継続することで、小社やライセンサーのダメージを緩和しようというものです。

禁止されている著作者の行為は？

本契約に明記されている著作者の禁止事項は、以下の2つです。

- ①著作権（財産権）をマヴォ以外の第三者に譲渡したり、担保にして借金をすること（6条）
- ②本作品にきわめて類似した別作品（例えばバージョン違い）を、小社に無断で出版、公衆送信、二次使用等を行うこと（第12条）

このうち①はいわば信義則であり、当たり前の規定ですが、②の方はすこし解説が必要でしょう。特定のモチーフに強い拘りを感じ、結果として以前の作品と酷似してしまうのは、むしろありがちなことと言えます。この条項は、そうした創作そのものを禁止するものではありません。しかし、著作者がそうした作品で収益を上げれば、本契約3条の目的（共存共栄）が果たせなくなってしまう。そうした違反行動を避けるために、事前に小社と協議する必要があるということです。

相手が契約に違反した場合は？

契約違反にどう対抗できるか、それを規定したのが本契約23条（契約違反）です。ここでは第1項で、警告しても違

反行為をやめない場合は契約を解除できること、第2項で損害の賠償請求ができることが定められています。

(5) 補足:自作の出版・公開の扱い

基本的な考え方について

著作者が以前自分で公開していた、あるいは新たに公開しようとする著作物の扱いについては、本契約第12条が規定しております。

第12条（排他保証）

甲は、本契約の有効期間中、本著作物または社会通念上著しくこれに類似する自己の著作物について、その出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用または商品化を、事前に乙と相談しその了承を得ることなしに、自ら行ったり、乙以外の者を介してライセンサーまたは第三者に許諾してはならない。

この中で「事前に乙と相談しその了承を得ることなし」とあります。逆にいえば、小社への相談と了承さえあれば出版も公衆送信も可能です。その上で、小社にこうした相談があった場合、以下のような対応にします。

- ①既に著作者が自ら公衆送信を許諾

していた場合（有償・無償を問わず）、契約の際に申告してもらった上で、基本的に公開をとりやめてもらう。ただし広報目的に限り、契約作品のうち1本だけは全ページ、それ以外の作品は全体の半分以下のページ数を、小社が指定する url（配信先のものを想定）を併記して公開する分には差し支えない。

②既に著作者が自ら出版をしていた場合（同人誌を想定）については、契約の際に申告してもらえば差し支えない。なお、小社はその収益を受け取らない。

③契約後に著作者が出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用、商品化を希望する場合は、その旨申し出てもらった上で、個別の事情を考慮し検討する。

以下、これについてくわしく説明いたします。

「総合的な戦略」について

最初に、本契約が何を目標しているかについて確認しましょう。これについては、すでに「なんのための契約？」(p.4)でご説明しました。すなわち、著作者と小社の共存共栄を図ること、そしてそのために小社は業務をおこなう

ということです。

その業務の内容について、本契約第5条をみると、①～⑥まで並んでいますが、一言でいうと、小社は「作品で収益を上げるための総合戦略」をつくり、実行するわけです。

小社が計画しているのは、バラバラに出版やネット配信を始めることではなく、それらを有機的・複合的に組み合わせた「総合戦略」です。

現在複数の計画がありますが、たとえば複数のアプリ等の電子配信を開始し、それらをSNSで広報しつつ、配信元によっては書籍化もすすめ、最終的には別途制作する電子書籍を買うようにユーザを誘導していくというようなことを計画しています。こうした総合的な戦略が、本契約第3条に応える最良の方法だと考えました。

著作者の皆さんが既に、あるいは契約後に出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用、商品化したい場合、小社がどのように対応するかは、すべてこの「総合戦略」と矛盾するか、それとも整合するかによって判断されるべきです。

既に公衆送信を許諾した作品の扱い

前述した小社の戦略は、アプリへの配信やSNS、電子書籍など、ネットを

中心としております。その意味から、もしも小社の許諾先以外の場所で無料公開すると、許諾先にとっては営業妨害になるでしょう。よそではタダで読めるのに、どうやって自分達は利益を上げられるのだ、というわけです。

小社にとって許諾先はお客様ですから、やはりそれは避けたいと考えます。そこで現在ネット上にある作品は1本を残して全て削除（詳細はこの後説明）していただけないかと考えています（なお、掲載元に事情がある等、それが無理な場合はご相談ください）。

ただし、これは絶対にネット上で公開するなということではありません。総合戦略上からむしろ積極的に公衆送信してもらいたいケースもあり得ます。

例えば宣伝目的の公開がそれに当たります。作者自身が予告編的に一部（全体の半分以下のページ）を公開し、その上でアプリや電子書籍のurlを併記すれば有効な宣伝になります。同様の目的から、契約作品のうち1作品のみは全ページ公開してもかまわないことにします。こうした著作者による宣伝活動は、むしろぜひお願いしたいと考えております。

自分で出版した同人誌等の扱い

一方、同人誌については、今までどおり販売を継続して下さってかまわないことにします。当然、収益の配分もいたしません。前述した小社の総合戦略は、ネットを中心にしたものなので、紙の同人誌とは客層が重ならないからです。

同時に同人誌は作家さん達にとって非常に大切な活動であり、これを一律に禁止することはできないと考えたからでもあります。

新たに出版・公衆送信等をした場合

これは個別に判断することになります。おそらく小社との契約があるにもかかわらず、こうしたことを始めたいと考えるからには、なにか固有の事情があるのでしょうか。その事情によって判断も変わってくると考えられます。

電腦マヴォで公開中の作品の扱い

本契約第22条（特例）にもとづいて、小社自らが出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用または商品化することを、著作者は承認しています。

ただし、これを行行使う場合は別途契約が必要になりますので、本契約の

締結後に電腦マヴォで公衆送信をおこなう契約を結ぶよう、準備をすすめます。

おわりに

基本的に、小社が関わった以外の出版・頒布、公衆送信利用、二次的利用、商品化は、すべてお申し出いただくことが前提になります。なにも連絡がないままこれらをしていた場合は、本契約第12条への違反になってしまいますので、どうかご注意ください。

以上